

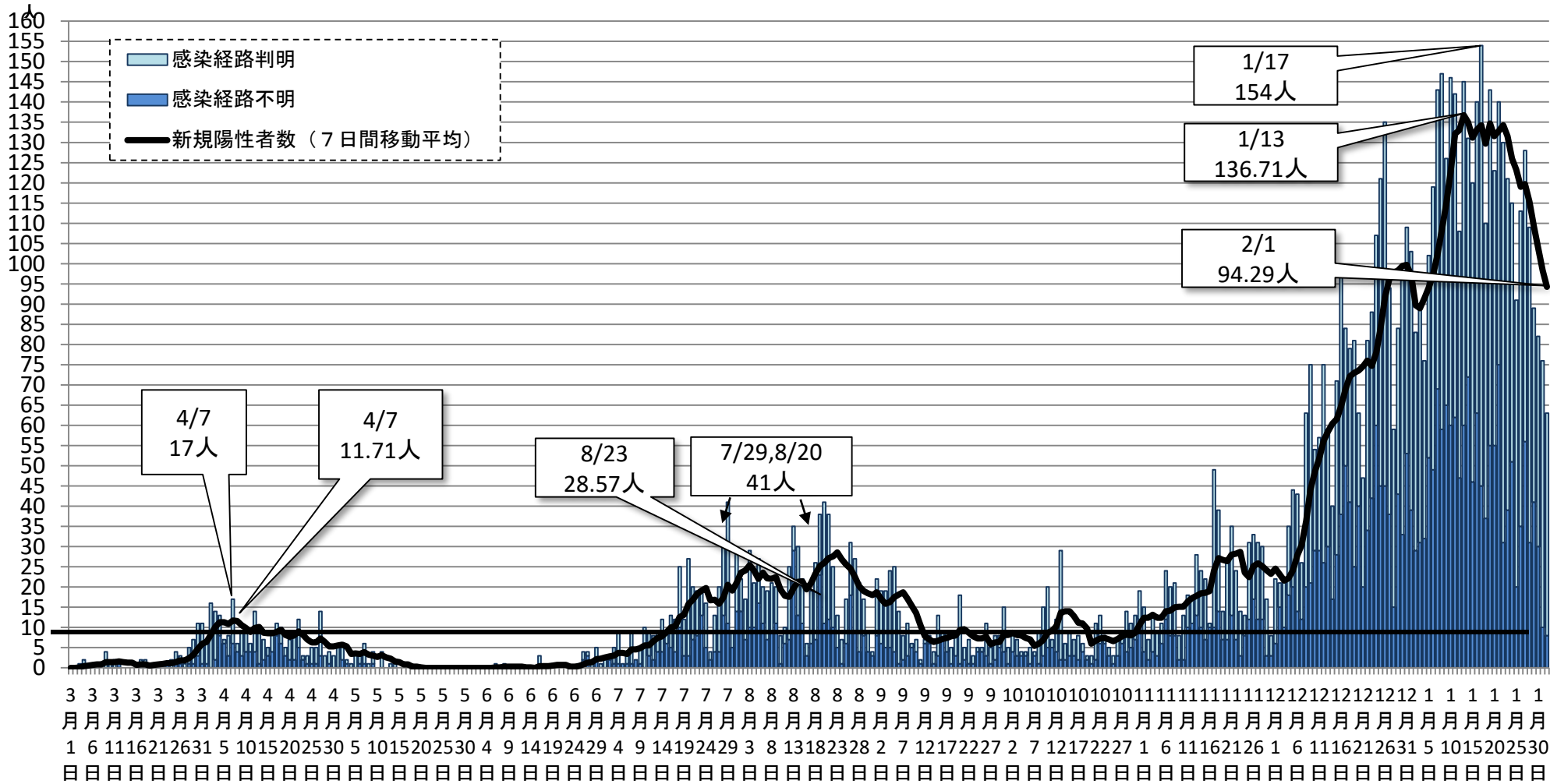
最近の感染状況について

感染者の状況(1日当たりの患者発生数)

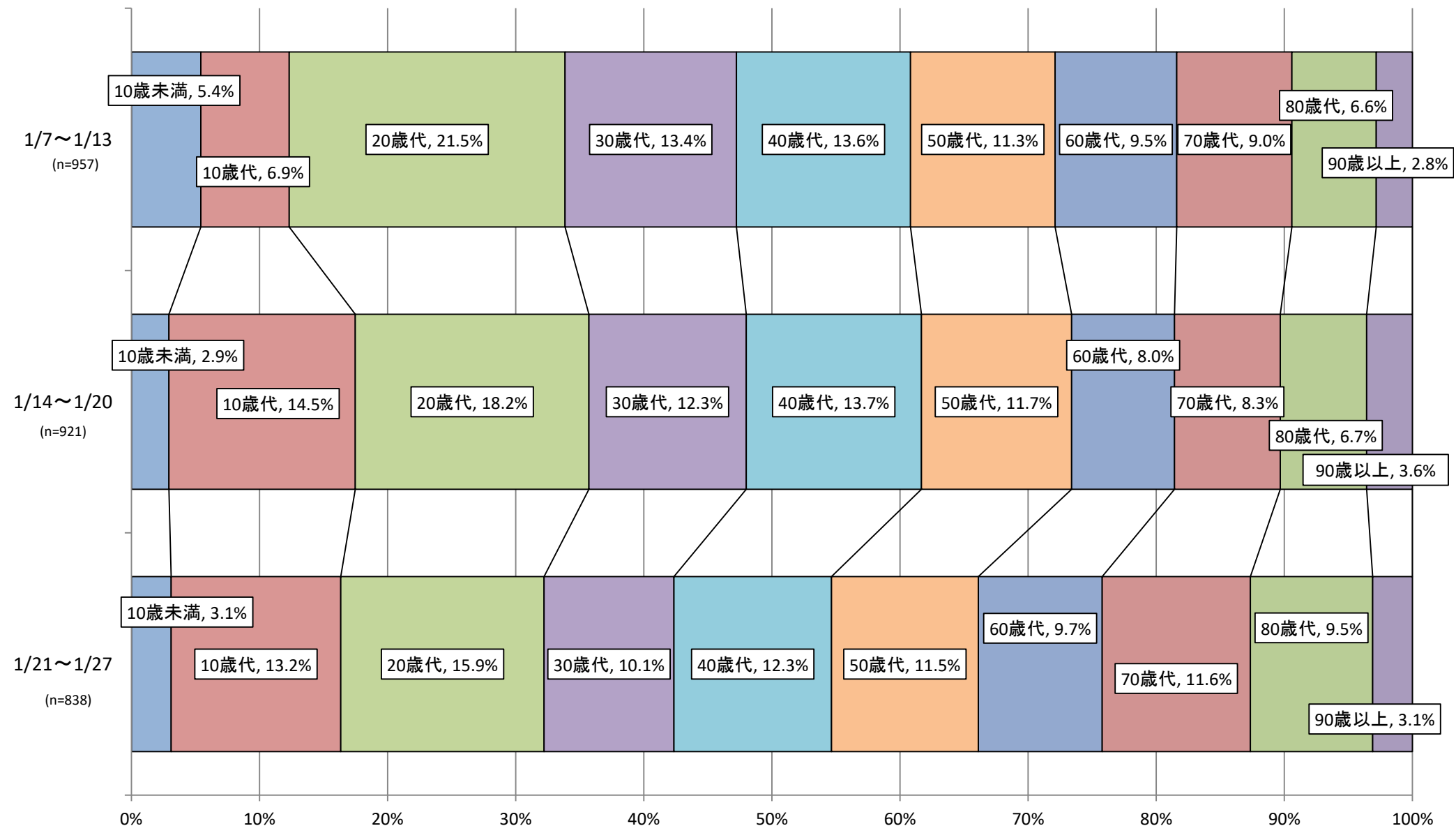
令和3年2月1日現在

累積患者数
8,510
〔うち退院又は勧告解除済み
7,106〕

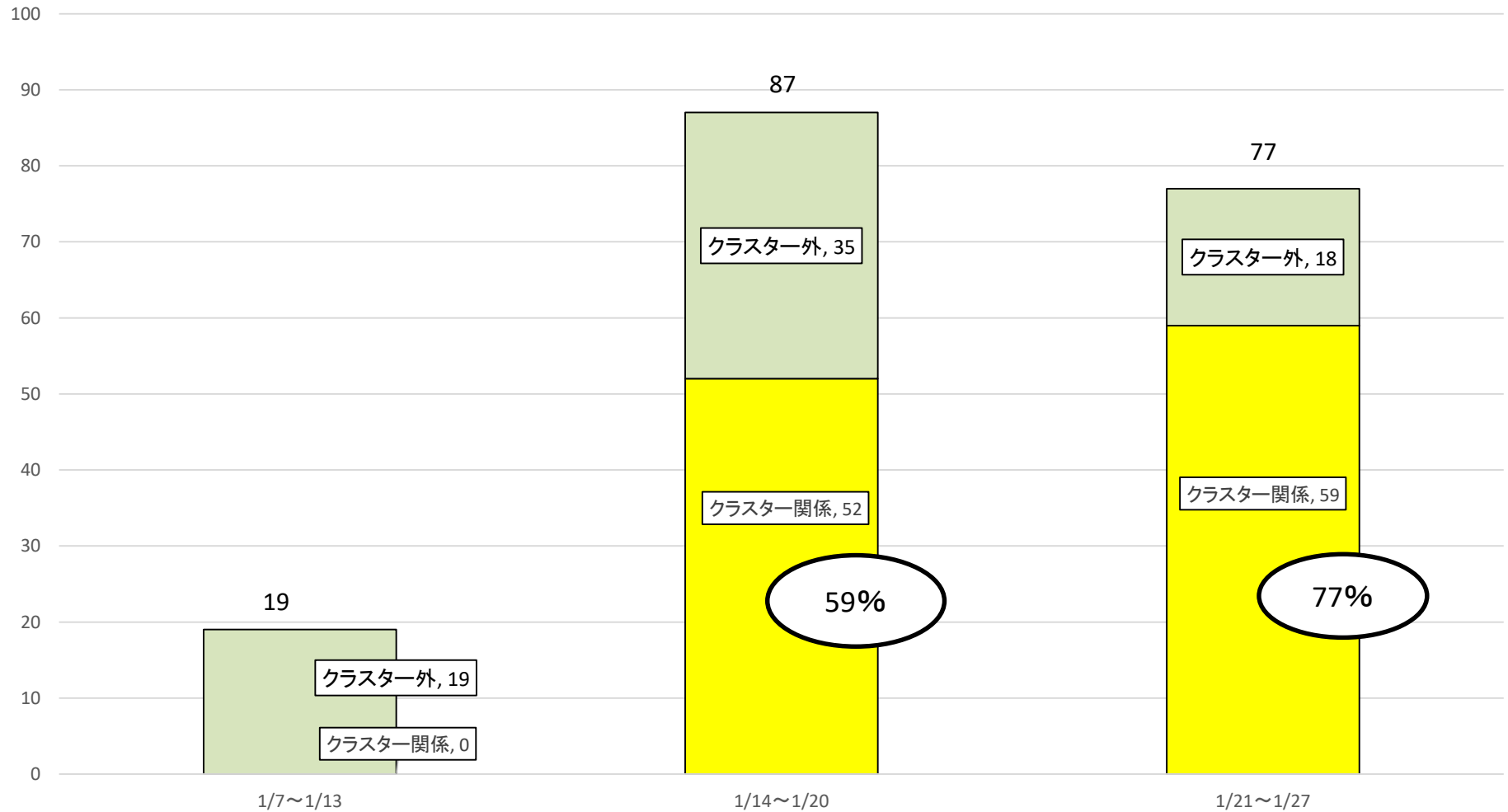
	入院	施設療養	自宅療養	調整中	死亡
府内陽性判明者	245	98	785	155	121
府外陽性判明者	5	3	38	31	0
合計	250	101	823	186	121



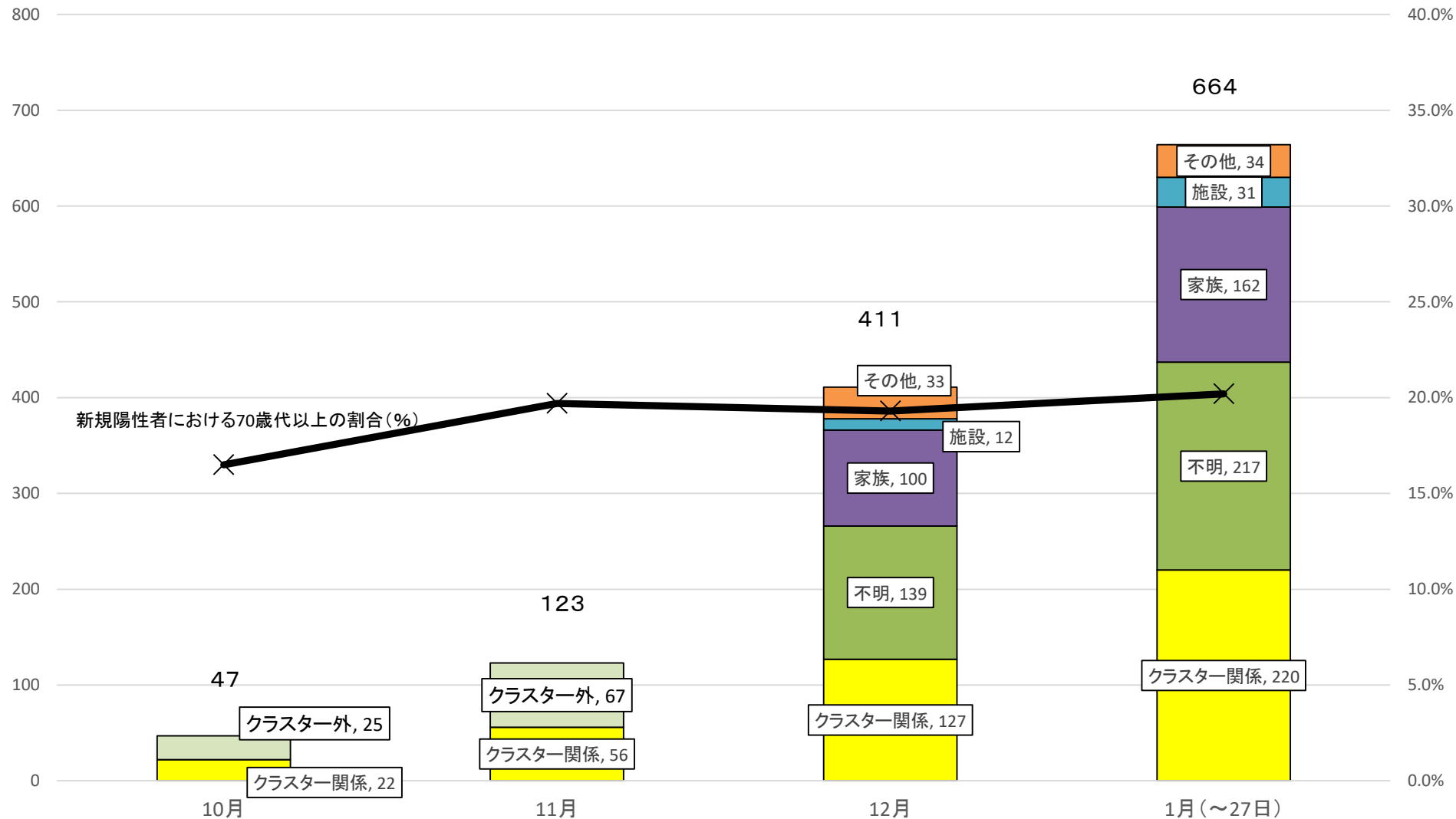
感染者の年代別割合（3期間（一週毎）別）



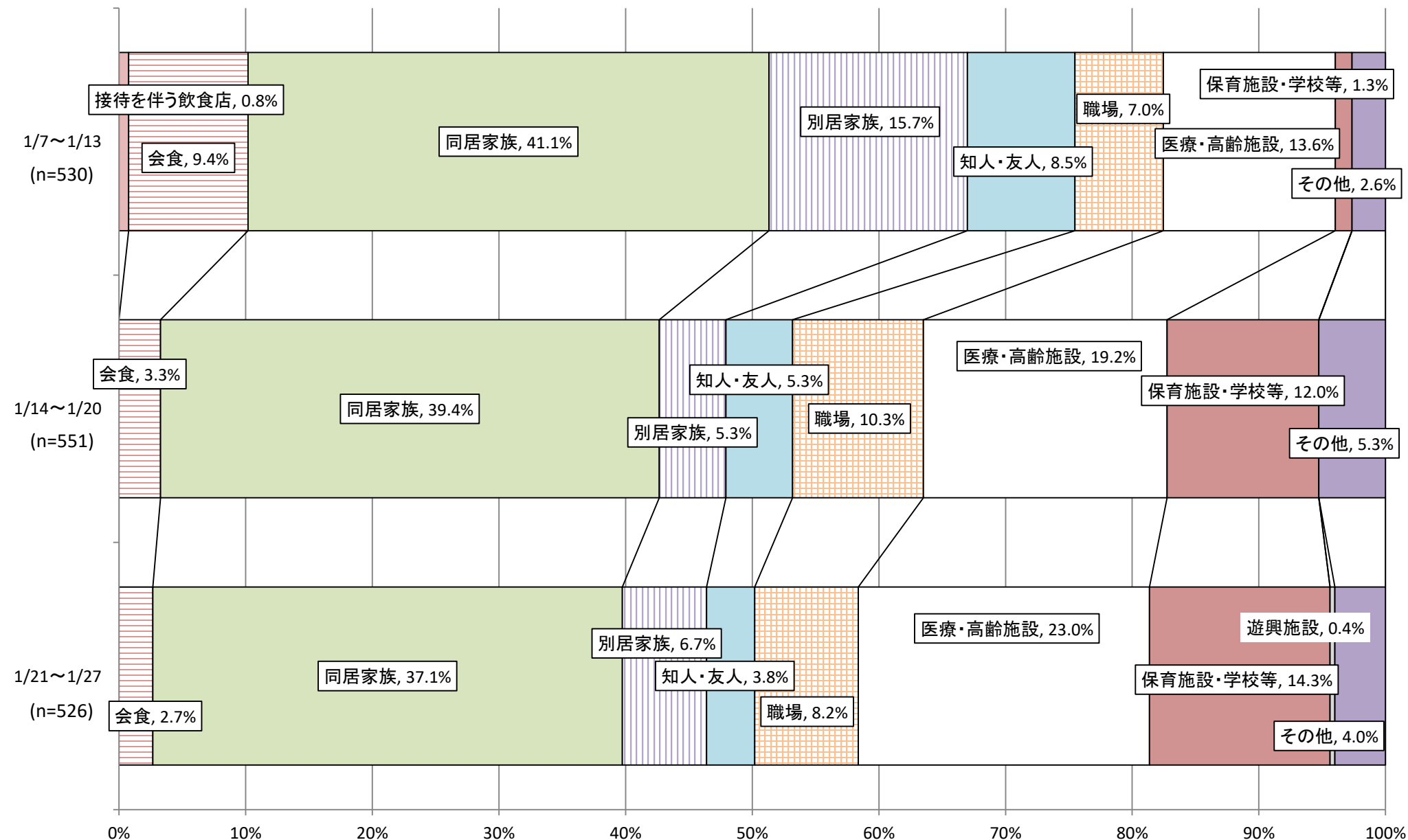
高校生の新規陽性者(3期間(一週毎)・クラスター関係有無別)



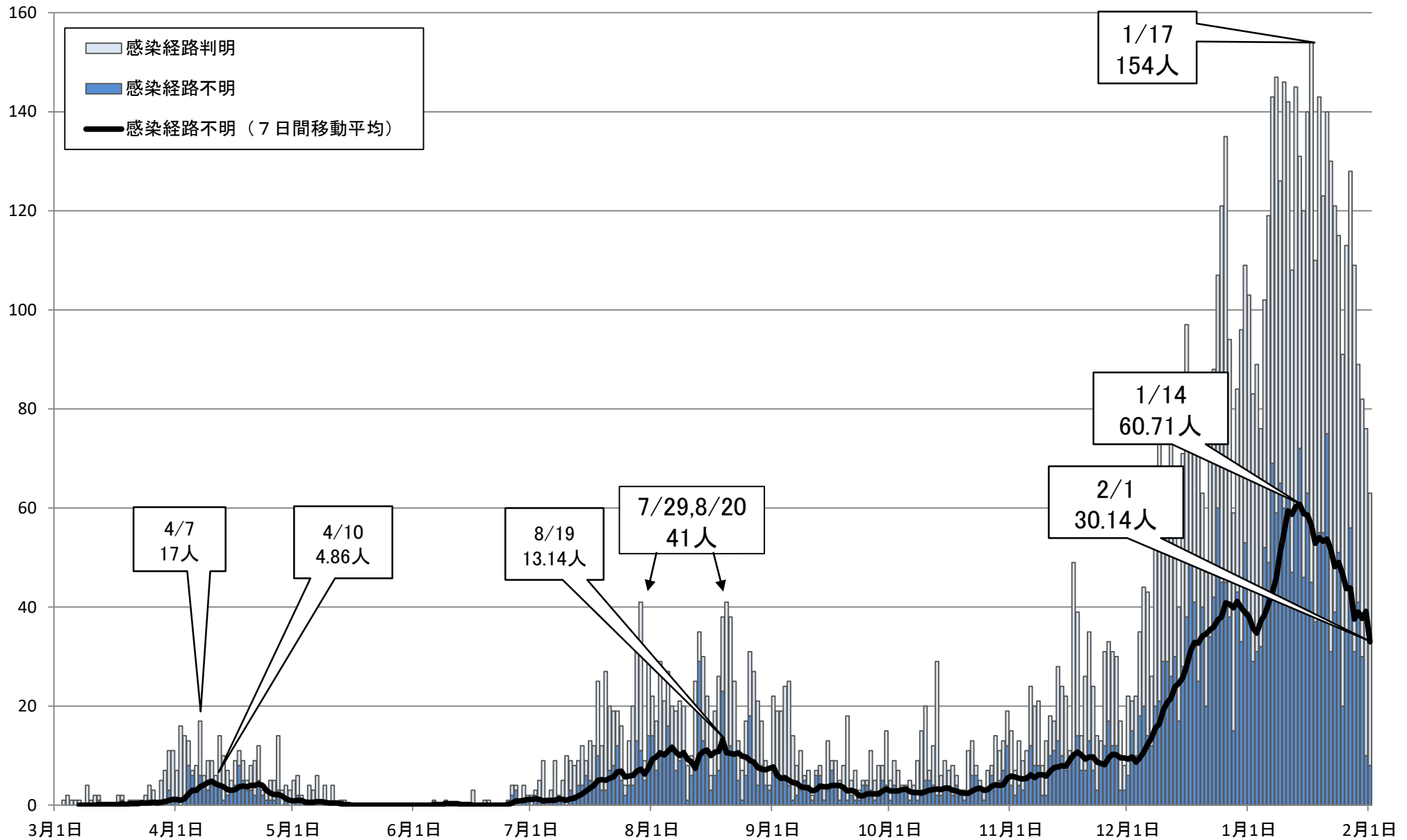
70歳代以上の新規陽性者（月別・クラスター関係有無別）



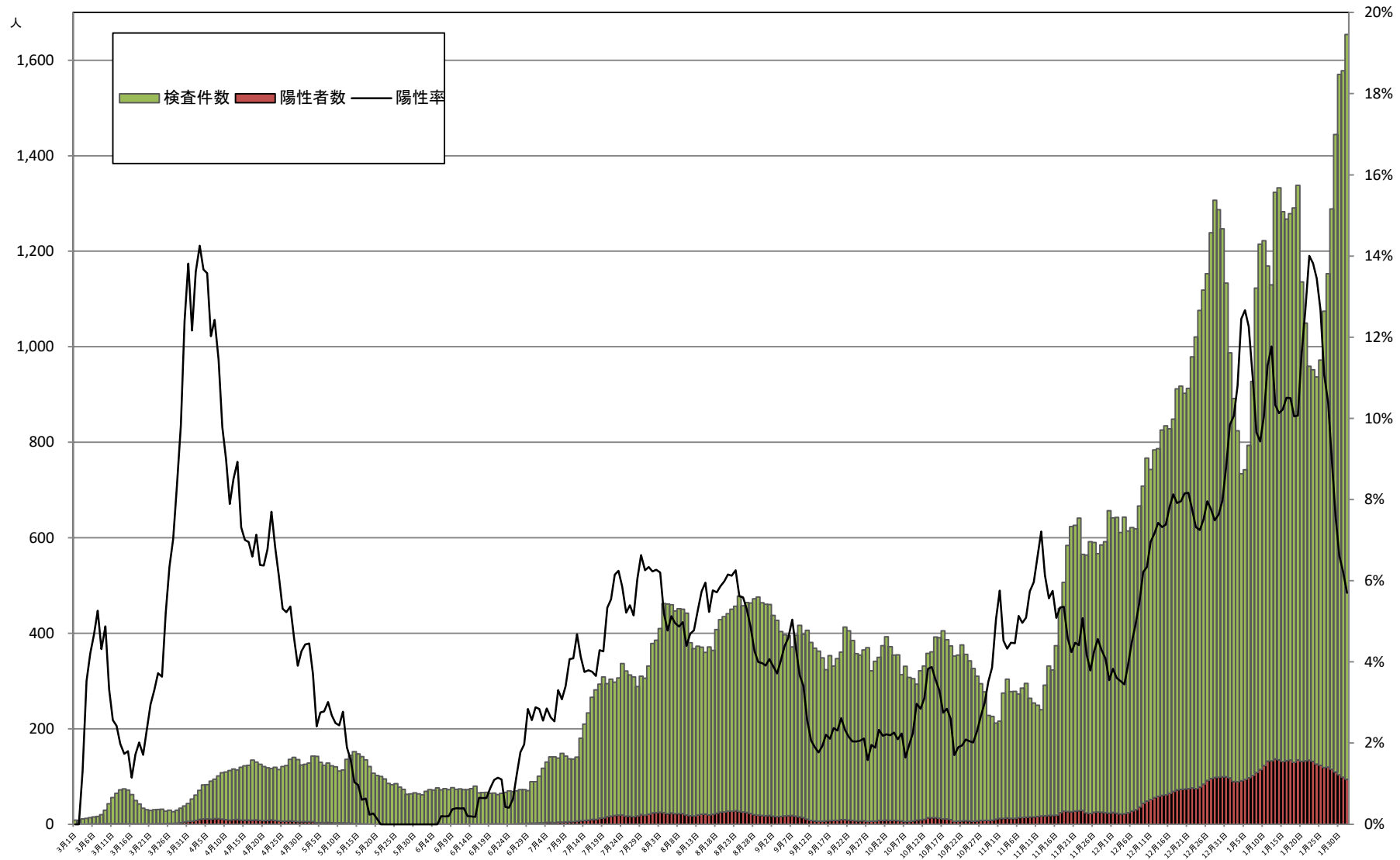
感染者の感染経路別割合(3期間(一週毎)別・感染経路不明除く)



感染経路不明者の状況



PCR等検査数の推移(7日間移動平均)



集団感染の発生状況及びその対応

1月以降の集団感染の発生状況（～2月1日まで）

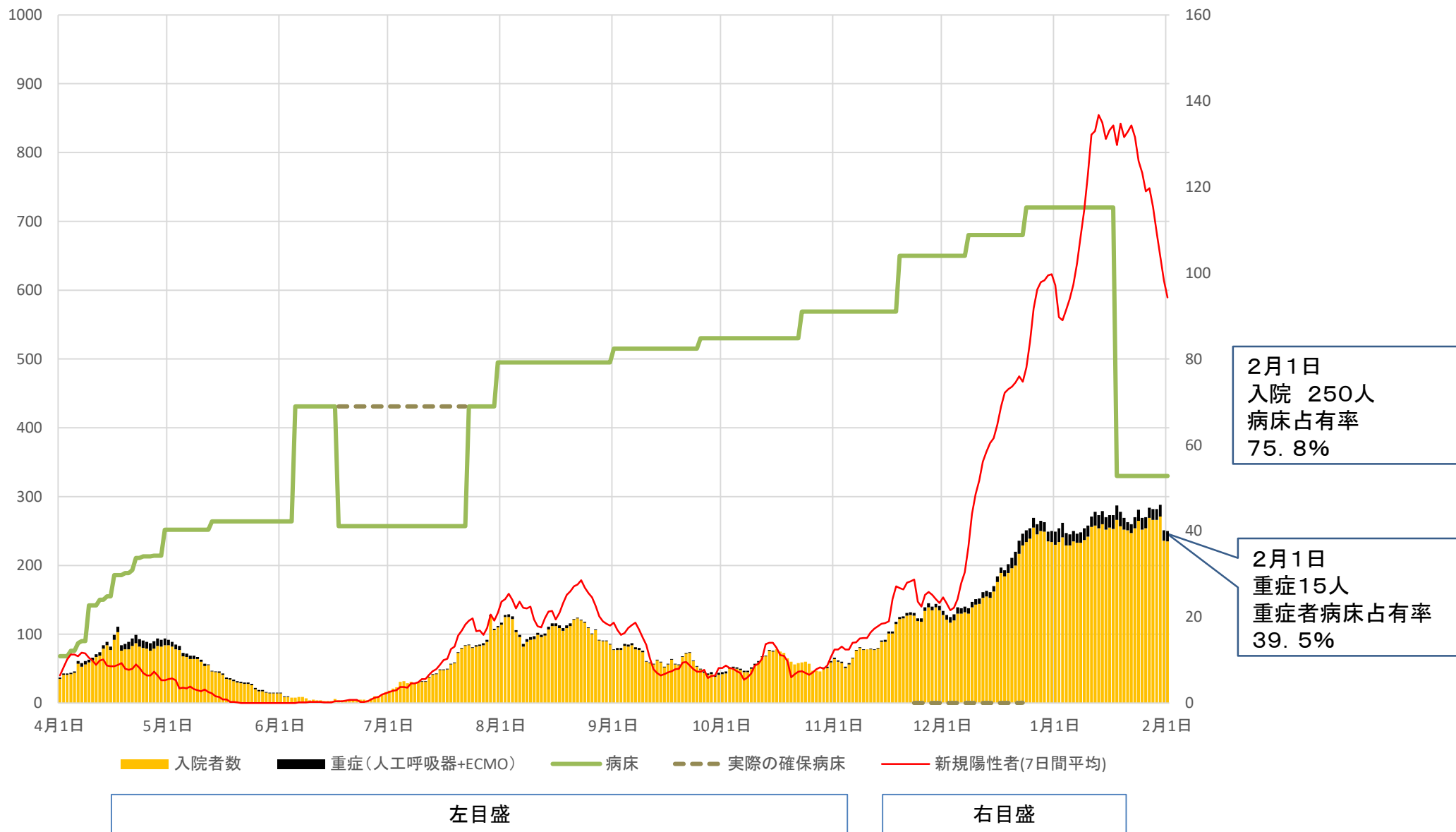
・医療機関	:	11箇所
・高齢者施設	:	17箇所
・障害者施設	:	2箇所
・保育園	:	3箇所
・ホームパーティ	:	1箇所
・事業所	:	2箇所
・高校課外活動	:	5箇所

上記に対応する施設内感染専門サポートチームによる指導

21施設 延べ 30回

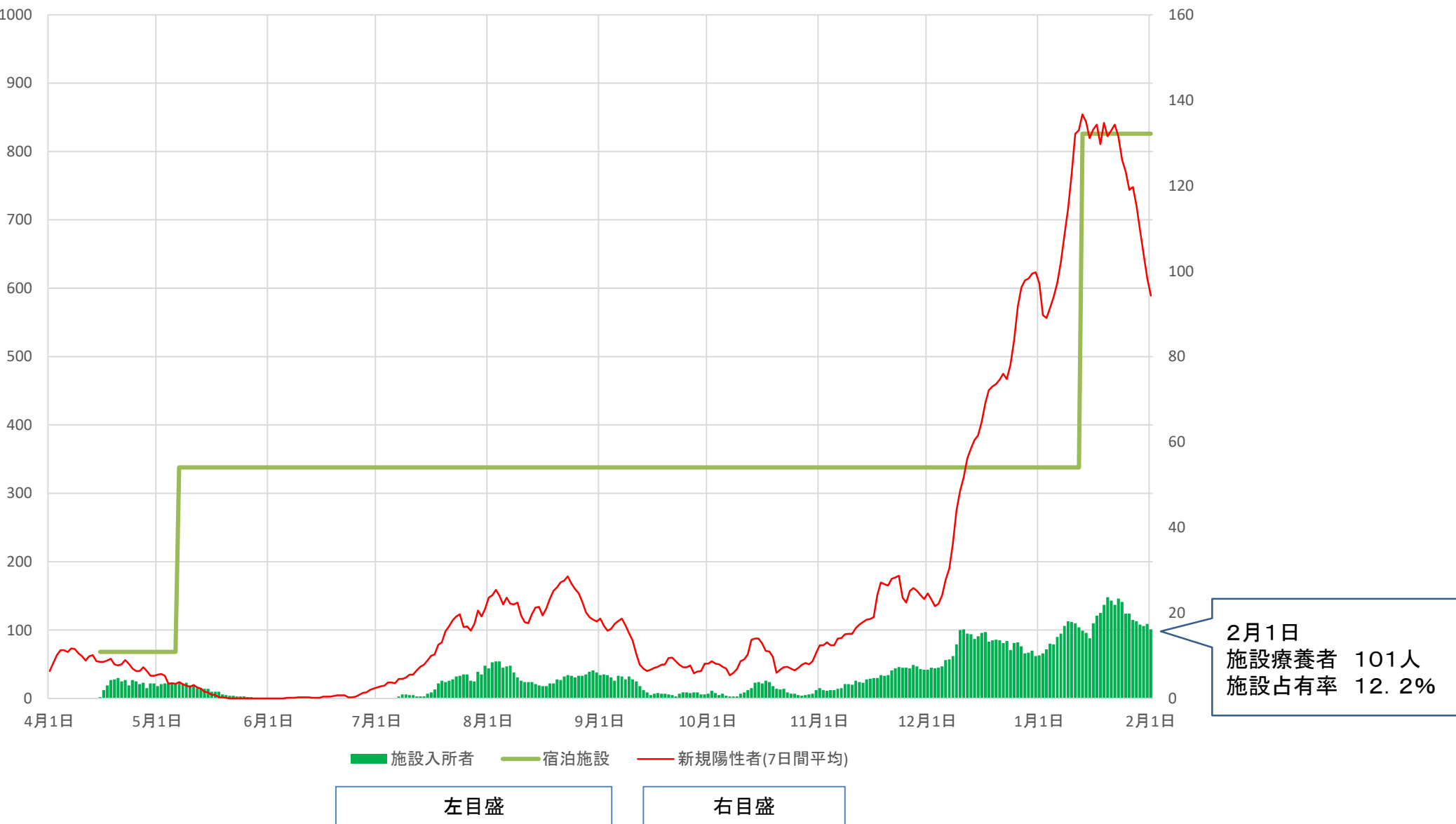
入院病床状況の推移

入院病床状況（重症者含む）



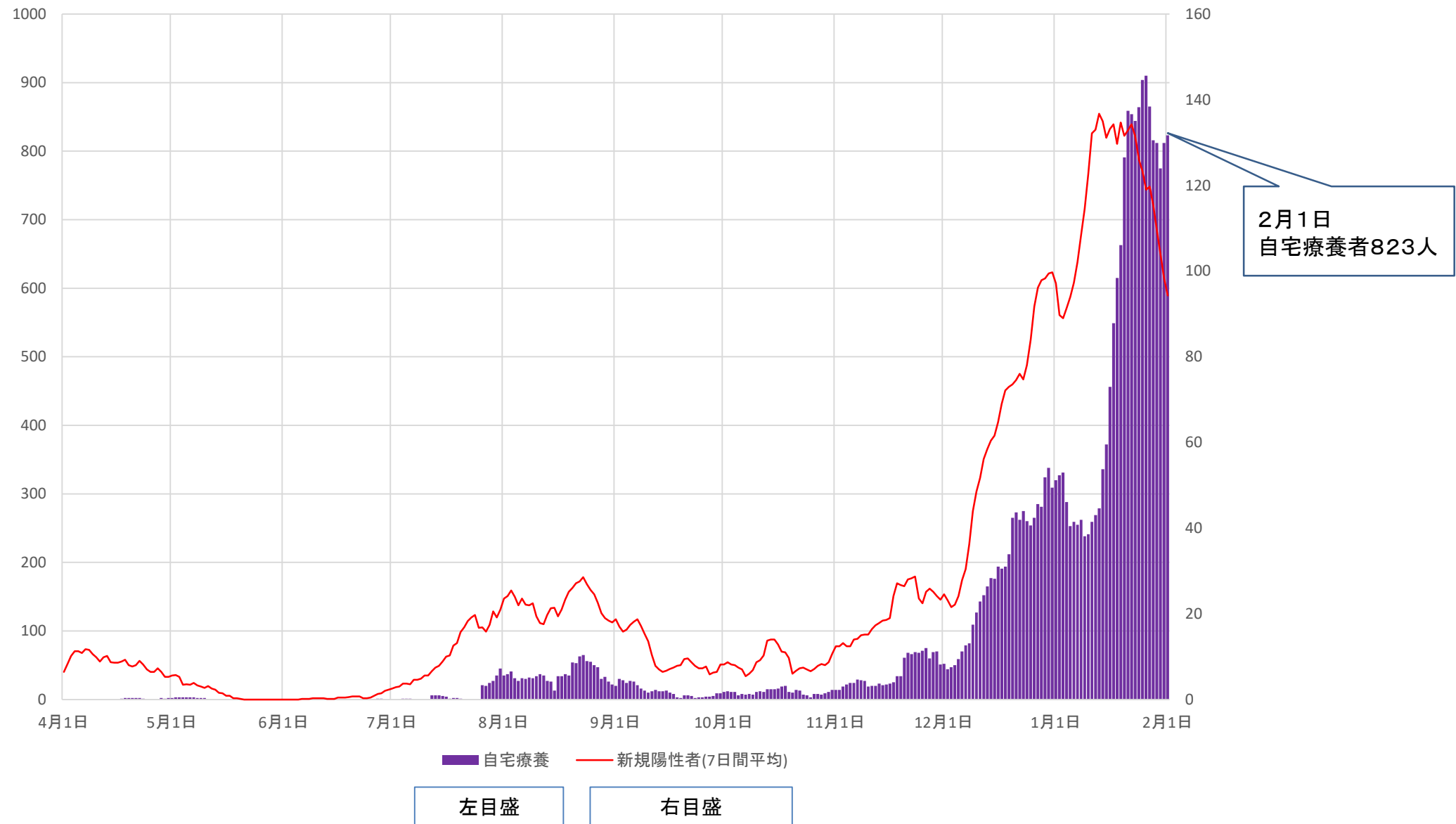
施設療養状況の推移

施設療養状況



自宅療養状況の推移

自宅療養状況



国分科会モニタリング指標の状況

	医療提供体制の負荷				監視体制	感染の状況			
	①病床のひっ迫具合				②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告者数	⑤直近1週間と先週1週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床占有率 (最大確保ベース) [現時点]	病床占有率 (現時点確保ベース)	重症者病床占有率 (最大確保ベース) [現時点]	重症者病床占有率 (現時点確保ベース)	人口10万人あたりの全療養者数 (人)	週平均	人口10万人あたり1週間の合計数値 (人)	今週／先週	週平均
ステージⅢ指標 (ステージⅣ)	20% (50%)	25% (一)	20% (50%)	25% (一)	15 (25)	10% (同上)	15 (25)	直近1週間が先週1週間より多い	50% (同上)
京都府 2月1日	34.7% 250／720床 [75.8%] 250／330床	75.8% 250／330床	17.4% 15／86床 [39.5%] 15／38床	39.5% 15／38床	52.65	5.7%	25.55	0.76	32.0%

注1 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「感染拡大のステージ移行を検知する6つの指標」：内閣官房 2020年8月7日

注2 令和3年1月18日数値から、現時点の確保病床数をすぐに使用できる病床の330、うち重症者病床数を高度重症病床の38としました。

緊急事態宣言前後の人流について JR京都駅周辺

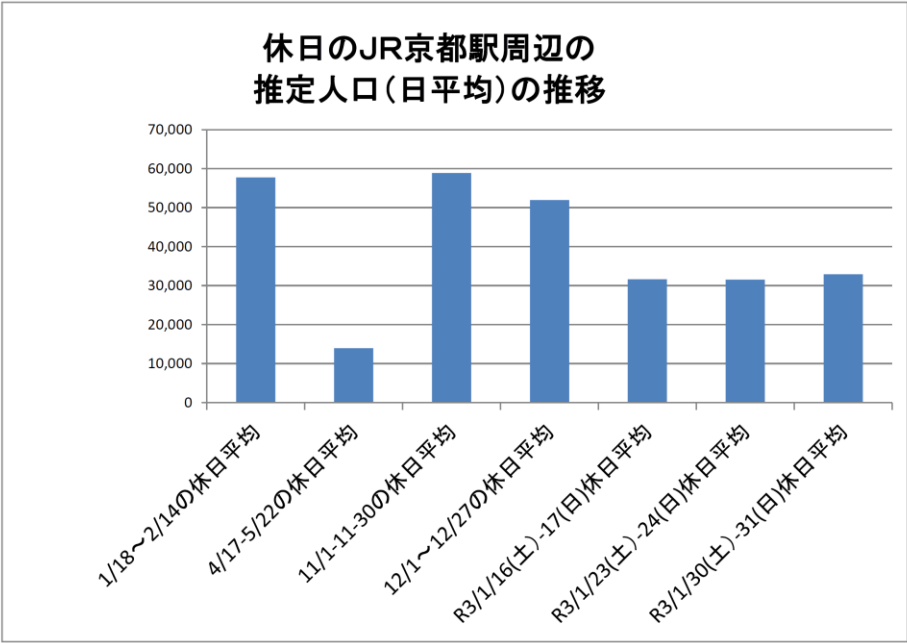
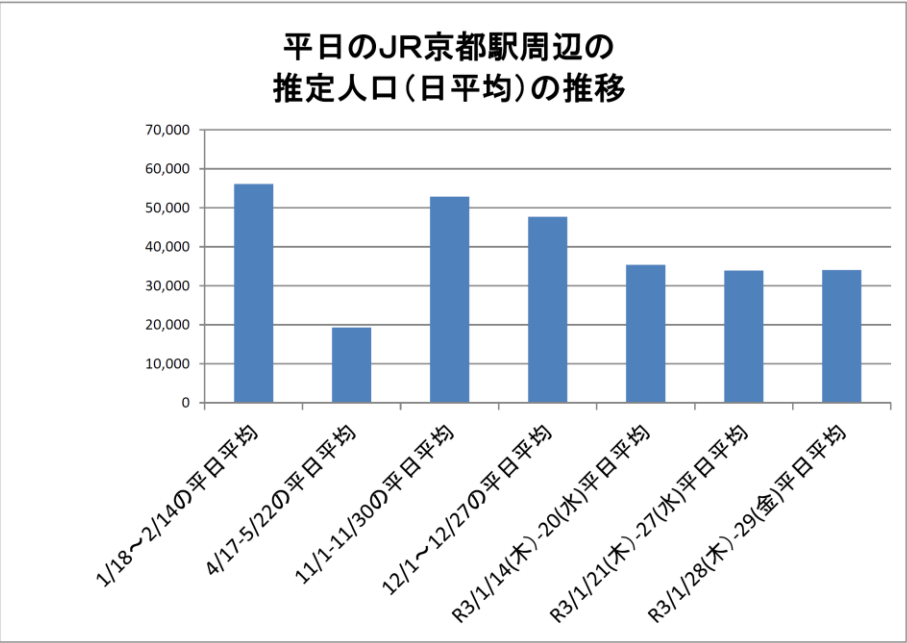
JR京都駅周辺(半径500m)における推定人口(日平均)

【平日】令和3年1月28日(木)~29日(金)平日平均

比較対象期間	感染拡大以前 (1/18~2/14)の平日平均から	緊急事態措置中 (4/17~5/22)の平日平均から	11/1~11/30の 平日平均から	12/1~12/27の 平日平均から	R3/1/14~1/20の 平日平均から	R3/1/21~1/27の 平日平均から
増減率	↓ 39%減	↑ 76%増	↓ 36%減	↓ 29%減	↓ 3.7%減	↑ 0.3%増

【休日】令和3年1月30日(土)~31日(日)休日平均

比較対象期間	感染拡大以前 (1/18~2/14)の休日平均から	緊急事態措置中 (4/17~5/22)の休日平均から	11/1~11/30の 休日平均から	12/1~12/27の 休日平均から	R3/1/16~1/17の 休日平均から	R3/1/23~1/24の 休日平均から
増減率	↓ 43%減	↑ 136%増	↓ 44%減	↓ 37%減	↑ 4.1%増	↑ 4.4%増



緊急事態宣言前後の人流について 四条河原町周辺

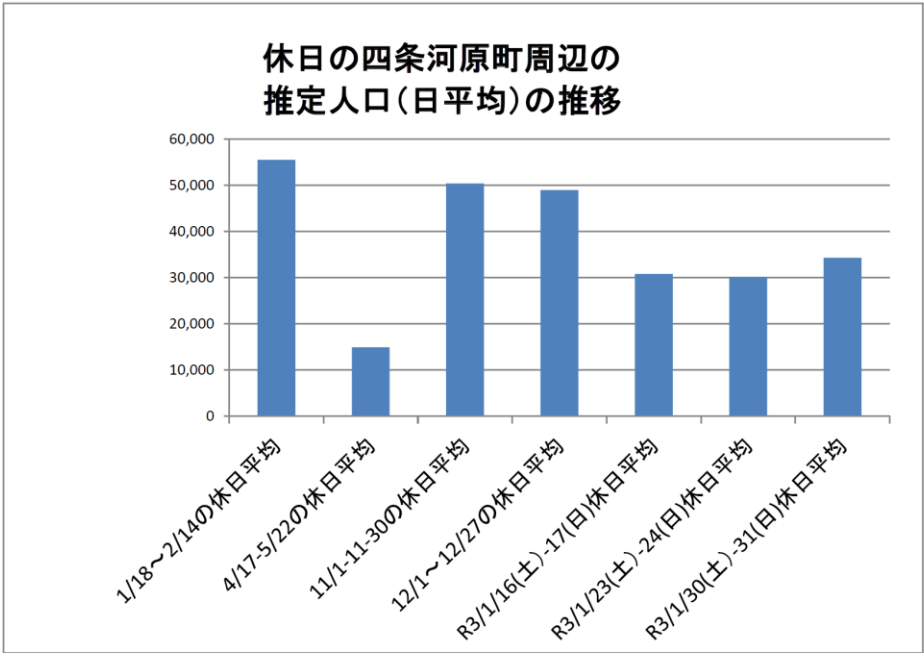
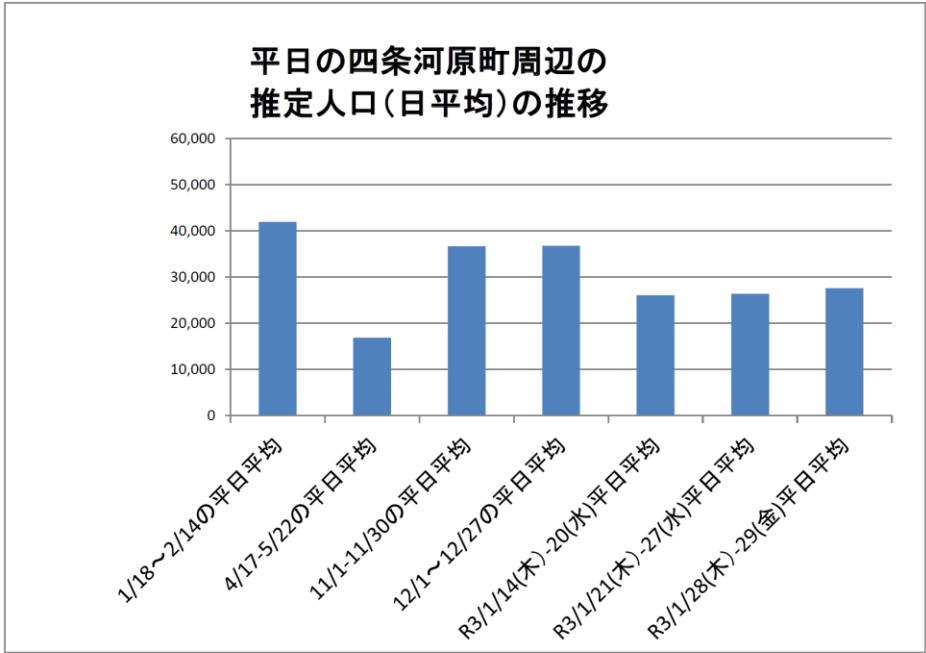
四条河原町周辺(半径500m)における推定人口(日平均)

【平日】令和3年1月28日(木)-29日(金)平日平均

比較対象期間	感染拡大以前 (1/18~2/14)の平日平均から	緊急事態措置中 (4/17~5/22)の平日平均から	11/1~11/30の 平日平均から	12/1~12/27の 平日平均から	R3/1/14~1/20の 平日平均から	R3/1/21~1/27の 平日平均から
増減率	↓ 34%減	↑ 64%増	↓ 25%減	↓ 25%減	↑ 5.8%増	↑ 4.6%増

【休日】令和3年1月30日(土)-31日(日)休日平均

比較対象期間	感染拡大以前 (1/18~2/14)の休日平均から	緊急事態措置中 (4/17~5/22)の休日平均から	11/1~11/30の 休日平均から	12/1~12/27の 休日平均から	R3/1/16~1/17の 休日平均から	R3/1/23~1/24の 休日平均から
増減率	↓ 38%減	↑ 130%増	↓ 32%減	↓ 30%減	↑ 11%増	↑ 14%増



飲食店等営業時間短縮実施状況

■ 京都府緊急事態措置市町村連絡会議の設置

(令和3年1月14日)

(内容)

- ・外出自粛や飲食店等の時短営業などの啓発
- ・飲食店等の営業状況調査を府・市町村連携して実施

■ 飲食店等の状況調査及び営業中の店舗等への個別要請

(内容)

- ・京都府、市町村、外部委託により午後8時以降の営業状況を外観目視等により調査（計画的に順次実施）

協力比率 97%（2 / 1 時点） <市町村別の状況は表のとおり>

- ・営業中の店舗等への個別要請

131店舗実施済（2 / 1 時点）

2 / 1 時点

	調査数	閉店数	協力比率
京都市	3,490	3,361	96%
福知山市	235	233	99%
舞鶴市	332	330	99%
綾部市	98	98	100%
宇治市	177	176	99%
宮津市	65	65	100%
亀岡市	137	137	100%
城陽市	45	45	100%
向日市	77	77	100%
長岡京市	102	99	97%
八幡市	27	27	100%
京田辺市	73	73	100%
京丹後市	107	107	100%
南丹市	16	16	100%
精華町	41	41	100%
京丹波町	20	20	100%
伊根町	7	7	100%
与謝野町	45	45	100%
計	5,094	4,957	97%

京都府緊急事態措置(案)

京都府緊急事態措置の概要

- I. 区域 京都府全域
- II. 期間 令和3年2月8日(月)0時から 3月7日(日)24時まで
- III. 実施内容 (現在の内容を引き続き実施する)
 1. 外出の自粛
 2. 催物(イベント等)の開催制限
 3. 施設の使用制限等
 4. 職場への出勤等
 5. 大学等への要請

1 外出の自粛

不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛の要請(特措法第45条第1項)

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと。
- ・ 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。

2 催物(イベント等)の開催制限

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請(特措法第24条第9項)

【人数上限】 5,000人以下

【収容率】 屋内:50%以下 屋外:人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)

・あわせて、20時までの開催時間について協力を依頼

・事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること

3 施設の使用制限等

(1) 特措法に基づく要請を行う施設

飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗の20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請(特措法第24条第9項)

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを除く) 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮(5時～20時)を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり6万円 (定休日を除く)
---------	-------------------------------------

(2) 特措法によらない働きかけを行う施設

劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかける。

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、 収容率50%とすること
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

4 職場への出勤等

事業者等に対しテレワークの徹底等を要請(特措法第24条第9項)

- ・「出勤者数の7割削減」をめざす。このため、テレワークをより推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- ・ 業態により困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避すること
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること

5 大学等への要請

大学等に対し感染防止対策と学生への注意喚起を要請(特措法第24条第9項)

- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策を徹底するとともに、懇親会や飲み会・部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること
- 大学入学試験等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期すこと。

緊急事態措置の延長を踏まえた今後の対応

- 1 入院確保病床の拡充
- 2 感染が判明した場合の家族に対する支援
- 3 高齢者施設等のクラスター発生防止対策
- 4 出勤削減のためのテレワーク推進

1 入院確保病床の拡充

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入病院の協力を得て
「すぐに使用できる病床」を拡充

- 12月以降、中等症患者や介助が必要な高齢者の割合が増大
- 看護体制の見直しや院内感染を防止する観点から、個室利用できる病床を基本とする
- 「すぐに使用できる病床」の拡充に向け入院受入病院に協力依頼

＜すぐに使用できる病床＞



- 今後とも、「すぐに使用できる病床」の確保に向け、
 - ・看護師の負担軽減を図るための、清掃・消毒業者と病院とのマッチング
 - ・病床の更なる拡充や新たな受入病院を増やすための協力依頼等を実施

コロナ症状改善後のリハビリが必要な方等受け入れる
「療養支援病床」を確保

- コロナの症状は改善しているがリハビリ等のさらなる支援が必要な方などを受入
- 今後、コロナ病床からの下り搬送を円滑に実施し、「療養支援病床」を有効に活用することで、中等症患者等の入院に必要な病床確保に努める



※必要に応じて多症室として活用できる病床を
個室利用を前提として病床を積み上げ

2 感染が判明した場合の家族に対する支援

家族内で感染が判明した段階で、家族全員に14日間家庭内待機を要請するとともに、**新たに家族全員を対象に生活支援を開始**

京都府の 支援内容

- 緊急事態措置の期間中、感染した方と生活を共にする家族に対して、食料品や生活必需品（マスク、トイレットペーパー等）を提供
- 待機中は、パルスオキシメーターを貸与し、保健所が健康観察を実施
- 症状があらわれた場合は、保健所が速やかに医療機関の受診を調整

事業開始 2月3日から

3 高齢者施設等のクラスター発生防止対策

重症化リスクの高い高齢者施設等の従事者に対するPCR検査の集中実施

対象施設

クラスターが複数発生しているなど**感染拡大地域内の高齢者や障害児・者の入所施設**

対象者

高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）又は障害者・児入所施設に**従事する職員（事務職員を含む）**

実施方法

民間検査機関への事業委託

- ・検査キット（唾液採取容器）の送付・回収、PCR検査は、民間検査機関が実施
- ・陽性となった場合は、保健所が積極的疫学調査を実施するとともに、当該施設に対し、「施設内感染専門サポートチーム」を派遣

事業開始

2月3日～9日に宇治市で実施（14施設・約900人）

実施地域

感染拡大状況等を踏まえ、順次拡大

4 出勤削減のためのテレワーク推進

テレワークのための相談から機器整備までサポート

- ・ テレワークに適した端末がない
 - ・ 購入費用の一部を助成します
 - ・ WEB会議のやり方が分からない
 - ・ テレワーク推進センターが相談に応じます
(専門家を配置)
- ➡
- | | | |
|--------|----------|--------|
| 中小企業 | 補助率1/2以内 | 上限50万円 |
| 小規模事業者 | 補助率2/3以内 | 上限50万円 |

相談窓口	京都府テレワーク推進センター(京都経済センター3階)
------	----------------------------

補助対象者	府内の中小企業、小規模事業者 等
-------	------------------

募集期間	2月10日(水)から3月10日(水)まで
------	----------------------

府立学校の部活動における 感染防止対策について

各府立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

府立学校の部活動における感染防止対策について

部活動については、令和3年1月14日付け3教総第17号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた府立学校の対応について」により、制限を設けたところですが、府立学校の部活動における感染が継続して発生しており、この状況が続く際には、部活動の全面中止もやむを得ません。

つきましては、特に緊急事態宣言期間においては、警戒度をこれまでより一段高め、下記の留意事項等について、部活動関係者へ周知するとともに、感染リスクの低減を徹底的に図りながら活動を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 部活動の留意事項等

各競技団体等が示すガイドライン等を踏まえるとともに、以下の各項目を参考として「活動(練習)内容」「活動(練習)場所」「活動(練習)中・登下校時・帰宅後」等の感染防止対策について、再点検や見直し等を行ってください。

(1) 飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止する。

【例】・組み合わせることが主体となる活動

- ・身体接触を伴う活動
- ・大きな発声を伴う活動
- ・激しい呼気を伴う活動
- ・接近して行う活動
- ・密集して行う活動 等

なお、各競技等の活動や行動等(※)においては、その特性により飛沫感染や接触感染のリスクを高める可能性もあるため、特に留意して手指衛生を行うなど感染防止対策を徹底する。

(2) なるべく個人での活動とし、複数人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。

(3) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加させない。

(4) 可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、長時間の利用を避け、こまめな換気や手指衛生を徹底する。

なお、換気は、開口部(窓や扉)を一斉に全開し、空気を大きく入れ換えるという観点で行うこと。

(5) 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度を適切に管理する。

(6) 体育館や音楽室など大人数が同一施設を同時に使用しないように、活動時間や場所の割り振りを徹底する。

(7) 部室や更衣室など大人数が密集し、活動前後で気が緩みやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させる。

【使用ルール例】・マスクの着用

・分散利用

・速やかな更衣や行動

・会話を控える

・飲食をしない 等

(8) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用させる。

(9) 活動終了後は、手洗い・洗顔・うがい等を実践し、速やかに下校するとともに、寄り道や飲食をせずに帰宅することとし、帰宅後の感染防止対策の徹底について繰り返し指導する。

※各競技等の活動や行動等

*練習中や練習前後の行動

- ・集団で隊列を組むなど接近した状態でジョギングをすること。
- ・ハイタッチ、抱擁、握手、肩を組む、円陣を組むこと。
- ・自分への気合いのために声を出すこと。
- ・大声での応援、大声での挨拶、大声での返事等をする事。
- ・練習開始前や終了後の集合場面において、大声で会話をする事。
- ・用具や防具等を所定場所（倉庫、ボールかご、整理棚等）から移動したり片付けたりする際に一ヶ所へ集中すること。
- ・共用する部分や備品（扉、窓、ボール、ボールかご、モップ、レーキ、太鼓のばち、バーベル、デジタイマー、得点板、卓球台、メトロノーム、譜面台等）に触れること。その手で顔を触ること。
- ・洗面所に複数人数が集中すること。
- ・更衣室や練習場所で自分の荷物を大きく広げて置くこと。

*バレーボール

- ・自分のタオルで床の汗を拭くこと。
- ・唾液で手を湿らせること。
- ・シューズの裏のほこりを手のひらで拭うこと。
- ・アタッカーと相手ブロッカーがかなり接近している際に、インパクト時に発声すること。

*バスケットボール

- ・シューズの裏のほこりを手のひらで拭うこと。
- ・ビブスを使い回すこと。

*ハンドボール

- ・呼気で手を湿らせること。
- ・シューズの裏のほこりを手のひらで拭うこと。

*ラグビー

- ・プレーヤー同士が真正面で向き合う時間が長いこと。
- ・マウスピースを外した際に放置したり、外した手でボールや顔に触れること。
- ・ヘッドギアを共用していること。

*バドミントン

- ・風や日光の影響を考え、屋内で窓や暗幕を閉め切ること。

*卓球

- ・隣同士の卓球台が接近していること。
- ・卓球台を自分のタオルや手で拭くこと。
- ・シューズの裏のほこりを手のひらで拭うこと。

*柔道

- ・畳の清掃や畳の汗を拭きとる際に、同じ雑巾を使い回すこと。

*レスリング

- ・マットの清掃やマットの汗を拭きとる際に、同じ雑巾を使い回すこと。

*水泳

- ・同じレーン内ですれ違って泳ぐこと。

*吹奏楽

- ・勢いよく水抜きをすること。（雫を落とす程度にやさしくゆっくりと行う。）
- ・唾抜きをすること。（スワブを頻繁に通して床に垂れないように配慮する。吸水シートを使用し、使用した本人が処理する。）
- ・複数人数で雑巾を使い回すこと。
- ・複数人数でバズィングをすること。（周囲に人がいないことを確認の上、飛沫が飛散しないよう布や吸収シートなどで吐出部を覆う。）

2 その他

- (1) 前述「※各競技等の活動や行動等」に記載されていない体育系及び文化系の競技等や特別支援学校においても、これらを参考として十分に感染防止対策を徹底してください。
- (2) 部活動への参加にあたっては、引き続き、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう配慮をお願いします。
- (3) 感染拡大の抑制を第一義的に考慮して、活動の必要性を改めて検討するなど適切な対応をお願いします。

担 当	電話番号
保 健 体 育 課	075-414-5867
高 校 教 育 課	075-414-5846
特別支援教育課	075-414-5834